家畜保健衛生所たより

令和2年度 第84号 令和3年2月15日 山梨県西部家畜保健衛生所

千葉県の育雛農場で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が 確認されました!(家きん国内50例目)

【概要】

- •千葉県匝瑳市 育雛 約3.9万羽
- ・簡易検査および遺伝子検査で陽性。H5亜型、 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

関東で 12例目!!

※<u>東日本での発生が多発</u>しています。 生産者の皆さんはくれぐれもご注意下さい。

- ※依然、全国でHPAIの発生が続いており、渡り鳥も多数認める中、 本病の予防及びまん延防止の徹底が喫緊の課題となっております。
- ※生産者の皆様には、昨年9月以降、飼養衛生管理の向上に御尽力いただいている ところですが、5月頃まではハイリスクシーズンとなることが見込まれています。
- ※引き続き、<u>飼養環境の周辺消毒</u>及び<u>ネズミの駆除</u>等をはじめとした

飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト: http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

異常をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで 電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728 夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018